

公共職業安定所の求人内容確認について
(※都道府県労働局への業務取扱い指示内容の抜粋)

○ 求人申込みの内容の確認と指導等の意義

求人申込みの内容について、確認と指導等を行うことについては、次のように、主に「①法令違反の点検・指導」「②正確で明確な求人条件の明示のための確認・指導」「③求人充足を図るための相談・助言」という3つの意義がある。

① 法令違反の点検・指導

求人申込みの内容は、法令に違反していないことが大前提であり、特に賃金、労働時間等の労働条件、その他の求人条件等について、関係法令に違反していないかどうかの点検を行う必要がある。

なお、これらの中には適用除外規定があり、また行政官庁の許可等があれば条件を満たすものもあるので、必要に応じ関係官公庁に確認する等慎重に判断することが必要である。また、家事使用人には労働基準法の適用がないことに留意する（労働基準法第116条参照）。

② 正確で明確な求人条件の明示のための確認・指導

求人申込みの内容については、次のような理由によって、正確で明確な求人条件が明示されるよう確認と指導等を行うことが必要である。

(i) 労働条件の明示義務

求人者は安定所に対して求人申込みを行う際に労働条件の明示義務がある（職業安定法第5条の3第2項）。

(ii) 労働者保護～虚偽記載の排除等

求職者は、求人の内容が実際の労働条件と異なる正確なものであることを前提として考えており、労働者保護の観点からも、虚偽記載や誤解を招く記載があってはならない。

(iii) 求職者の円滑な職業選択

求人の内容は、求職者が仕事の内容等を的確に把握し、職業選択が円滑に行えるよう、明確で詳細でありかつわかりやすい表現である必要がある。

(iv) 安定所の適格紹介の前提

以上のように、求人内容の正確性・明確性の確保は、求職者にとって大変重要であるが、そればかりでなく、安定所にとっても、求職と求人条件を正確に把握し、両者の間の適格紹介を実現するためにも前提となるものである。

○ 確認事項

1 仕事の内容

・「仕事の内容」については、次の場合に法令違反となりうるので、該当していないかどうか点検する。

① 危険な業務（クレーン運転、ボイラーの取扱い、金属の溶接等）に経験又は必要な資格、技能を有しない労働者を雇い入れて使用する場合（労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条参照）。

② 妊婦、産婦（申し出た者に限る。）及び18歳以上の女性を坑内で労働させる場合（労働基準法第64条の2参照）。妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過していない女性）を、重量物取扱業務をはじめとする危険有害業務に就かせる場合（労働基準法第64条の3、女性労働基準規則第2条参照）。妊産婦以外の女性を重量物取扱業務、